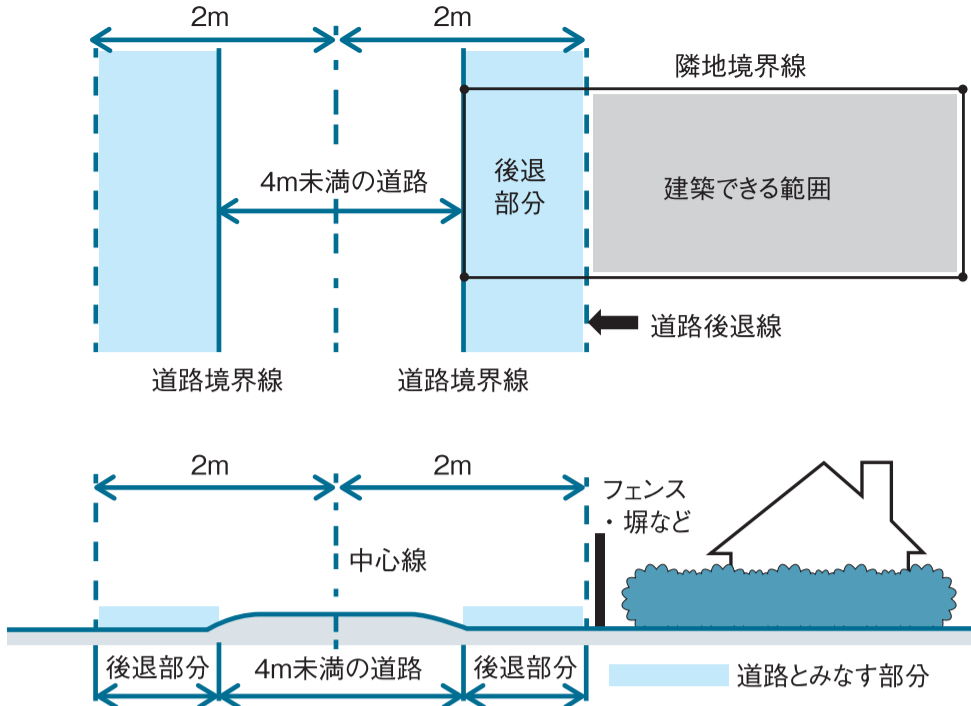


家を建てる時敷地に接する道路は幅員4m以上

建物の新築や増改築をする場合、敷地は建築基準法で定められた道路(原則幅員4m以上)に接していない

ただし、幅員4m未満の道路であっても、建築基準法の適用を受ける前から建築物が立ち並んでいる道路(法42条2項道路)に接している場合は、建築物を建てるときに道路の中心線から2mの線まで敷地を後退させることで、幅員4mの道路があるときみなして建築することが出来ます。

この後退した部分は道路と同じ扱いはならないため、建物や門扉、生垣などを造ることは出来ませんので建築行為がある場合は撤去・移転する必要があります。



があります。

また、花壇や樹木などの障害物も通行の妨げになるため併せて指導を行っています。

狭い道路幅員整備促進事業

2項道路に関して「後退用地無償使用承諾書」の提出があった場合、後退部分を市が道路として整備し維持管理を行います。また、固定資産税の非課税措置や後退に伴う塀や門の撤去費用の一部補助制度(限度額10万円)があります。

後退用地を市に寄附していただける場合には、分筆測量費の一部についても補助してあります(限度額30万円)。この補助制度の利用には事前協議書の提出が必要ですので事前に、相談ください。

建築課 ☎(21)2441

児童扶養手当受給資格者の方へ 現況届の提出

毎年8月に現況届の提出が必要で、提出がない場合、8月分から手当の受給ができなくなります。

2年間現況届が未提出の場合は、時効により受給資格がなくなりますので、全部支給停止の方も必ず提出してください。

提出場所

栃木地域 子育て支援課(市役所本庁舎2階) 大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域 お住まいの地域の総合支所市民生活課

※お住いの地域以外には書類の用意がありませんので必ずお住まいの地域で手続きください。 提出期間 8月7日(月)～10日(木) 子育て支援課 ☎(21)2221 各総合支所市民生活課窓口

一灯点滅式信号機の撤去

現在設置されている一灯点滅式信号機は、国の指針により順次撤去され、高輝度の一時停止標識および路面標示による交通規制に変更されます。交通事故防止のため、交差点での確実な安全確認をお願いします。

栃木警察署交通総務課

交通防犯課 ☎(25)0110 交通防犯課 ☎(21)2151

水道建設課のお知らせ

貯水槽水道の適正な管理をビルやマンションなどで水道水を受水槽や高架タンクなどの貯水槽に一旦貯めて使用している場合、受水槽から先の施設や水の管理は、貯水槽設置者の責任で行うことになっていきます。

貯水槽の適切な管理を行わないと、水の汚染や水質の悪化などが起こるおそれがあります。「水槽の定期的な清掃」「施設の点検」「水質の検査(特に色、臭い等水質に異常を感じたときは、速やかに)」の実施など、水の安全のため適正な維持管理をお願いします。

水道をご注意ください

水道事業では、安心で安全な水道水をお送りしていきます。まだ使用していない方は、ぜひ水道をご利用ください。給水装置工事は、市の指定を受けた給水装置工事業者に申し込みください。

水道料金等のお支払いは便利な口座振替で 市内に本・支店のある金融機関または郵便局の窓口に通帳・届出印と水道の検針票または水道料金の領収書をお持ちのうえ、申し込みください。 水道建設課 ☎(25)2105

屋外広告物の更新許可申請

市では、栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可事務を行っています。屋外広告物を設置する場合には、事前に許可申請が必要で、許可期間終了後に引き続き設置する場合も許可申請が必要です。今年度許可期限を迎える屋外広告物を引き続き設置する場合、9月30日(土)までに更新許可申請をして

ください。詳細は、随時問い合わせください。 都市計画課 ☎(21)2432

水道料金の激変緩和調整率の変更

水道料金は、各地域で異なっていた料金の統一のため、平成27年に現在の新料金に改定しました。新料金では、改定に伴う使用料の急激な増減を避けるために4年間の「激変緩和措置」を行っています。この緩和措置の調整率が、8月請求分より、当初の予定通り、3分の1から3分の2に変わります。詳細は、7・8月の検針時に配布のチラシをご覧ください。

水道業務課 ☎(25)2100 図書のご寄贈ありがとうございます 市内在住の渡辺貞彦様より、ご著書『日本百名山への山旅 稜線』(定年後の生きがい)を求めて、17冊を本市に寄附いただきました。市図書館や公民館の蔵書として活用します。 生涯学習課 ☎(21)2492 車椅子の寄附ありがとうございます 芋の会(石川啓一代表)様より、車椅子貸与事業に供するための車椅子1台を寄附いただきました。 障がい福祉課 ☎(21)2203

募集

嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画策定懇談会参加者募集 嘉右衛門町重伝建地区の

味噌工場跡地保存活用計画を策定するにあたり皆さんの意見を求めるため、懇談会の参加者を募集します。 募集人数 1人 応募資格 市内在住の20歳以上の方 会議 5回程度開催(8月頃から年度内平日昼間開催予定) 任期 委嘱の日から計画策定の日(平成30年3月末日予定)まで 報酬 4,000円(日額) 申込 応募用紙(問合先窓口、市ホームページにあり)に必要事項を記入のうえ、8月10日(木)までに直接、郵送、メールで提出(当日消印有効) 問 蔵の街課 ☎(21)2571

栃木市市民会議委員募集

市民参画のもと、本市の自治の基本ルールである栃木市自治基本条例の検証や市政運営の指針となる栃木市総合計画の進捗管理などを行うため、市民会議委員を募集します 定員 20人(抽選制) 対象 市内在住・在勤・在学の満18歳以上で、平日夜開催の会議に出席することができる方(10月1日時点で市の審議会等の委員を2つ以上兼務している方を除く) 任期 10月1日～平成31年9月30日(2年間・1回のみ再任可) 会議の開催 年8回程度、平日の夜 報酬 5,000円(日額) 申込 申込書(総務課・各

総合支所地域づくり推進課窓口、市ホームページにあり)に必要事項を記入し、問合先に郵送、FAX、メールにて提出※8月25日(金)必着 総務課 ☎(21)2343 入居者募集情報 市営住宅 平井市営住宅 3DK 1戸(3階) ※単身者入居可 大宮市営住宅 2LDK 1戸(3階) 川原田市営住宅A棟 3DK 1戸(7階) ※エレベーター付き 川原田市営住宅B棟 2LDK 1戸(3階) ※配偶者がなく、20歳未満の子を扶養する方優先 特定公共賃貸住宅(スカイハイツ)(申込みは所得月額48万7千円までの方) スカイハイツ平柳 3LDK (78.45平方メートル) 1戸 家賃6万9千円/月 3DK (70.23平方メートル) 1戸 家賃6万5千円/月 スカイハイツ川原田 3DK (73.77平方メートル) 2戸 家賃6万6千円/月 ☆共通事項 申込期間 8月7日(月)～10日(木) 8時30分～17時 入居日 9月1日(金) ※駐車場を利用する場合、家賃の他に駐車場料金(月2,700円/台)が加算。 ※申込多数の場合は抽選で入居者を決定します。 ※都合により、募集住戸が変わることがあります。 ※入居資格・条件等、詳細は問合先へ。 住宅課 ☎(21)2451



味噌工場跡地保存活用計画策定懇談会参加者募集 嘉右衛門町重伝建地区の

個人・法人・相続に関する 国税、地方税の申告・遺言・会社設立相談対応します。 篠木税務会計事務所 税理士・行政書士 篠木 一夫 税理士 渡邊 敬

か・た・づ・け屋☆栃木 です!! ★/ご家庭の中で処理に困った/机・椅子・家具・衣服・家電など/★ ★/空き家バンク/廃屋等の解体処分/★ ~か・た・づ・け屋☆栃木が処理いたします!~ 問い合わせ先 / 株式会社Cri-Kai(くりかい) 栃木県栃木市宮町55番地1 ☎0282-30-1632

新築住宅 リフォーム エクステリア・店舗・インテリア お住まいの事なら何でもご相談下さい! ★まずはお電話下さい! 見積り無料!! エアコンが効かない部屋ありませんか? 解決します! 本社: 栃木市城内町2-52-15 電話 0282-22-7207 蔵の街店: 栃木市片柳町1-22-30岩船ビル1階 電話 0282-20-2025 http://www.cc9.ne.jp/~afty/